

○茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金条例

平成23年12月20日

条例第42号

改正 平成30年3月28日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 太陽光の利用に関する普及啓発を目的とする太陽光を電気に変換する設備(第6条において「太陽光発電設備」という。)の設置を推進するため、茅ヶ崎市太陽光発電設備普及啓発基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

- (1) 市の資金
- (2) 基金の趣旨に沿う寄附金

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(平30条例19・追加)

(処分)

第7条 基金は、市又は茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第3条第1号エに掲げるものによる太陽光の利用に関する普及啓発を目的とする太陽光発電設備の設置を推進する事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（平30条例19・旧第6条繰下）

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平30条例19・旧第7条繰下）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第19号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。